

見直しに向けた研究課題等の洗い出し 大分類F 保安職業従事者

1 説明

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。

2 分類の体系

F 保安職業従事者

陸・海・空の自衛隊など	…	43 自衛官
警察官や海上保安官など司法警察権を行使	…	44 司法警察職員
消防、警備など保安の仕事に従事するもの	…	45 その他の保安職業従事者

3 第5回改定における見直し

・例示の追加等が行われ、大幅な見直しは実施されず。

現行（平成21年設定）	旧（平成9年改定）	備 考
大分類F 保安職業従事者	大分類F 保安職業従事者	
43 自衛官	40 自衛官	
431 陸上自衛官	401 陸上自衛官	
432 海上自衛官	402 海上自衛官	
433 航空自衛官	403 航空自衛官	
434 防衛大学校・防衛医科大学校学生	404 防衛大学校・防衛医科大学校学生	
44 司法警察職員	41 司法警察職員	
441 警察官	411 警察官	
442 海上保安官	412 海上保安官	
449 その他の司法警察職員	419 その他の司法警察職員	
45 その他の保安職業従事者	42 その他の保安職業従事者	
451 看守	421 看守	
452 消防員	422 消防員	旧 422 の一部、旧 429 の一部を統合して新 452 へ
453 警備員	423 警備員	
459 他に分類されない保安職業従事者	429 他に分類されない保安職業従事者	旧 429 を分割して新 459 へ

4 第5回改定の検討過程と反映されなかったご意見

- ・大分類F 保安職業従事者のうち自衛官・警察官・海上保安官・消防員については、昭和35年の日本標準職業分類制定以来、管理者等を分離した分類項目とはなっていない。
- ・国際標準職業分類（※以下「ISCO-08」と記載）では、管理者等を分離した分類項目となっているところ、時間をかけて検討する必要がある。

5 本改定に向けたヒアリング等で寄せられた意見

- ・内容例示の見直し（法改正に伴う階級の廃止、例：三等陸士など）
- ・職業名と階級名の混同（例：看守は階級名であり、職業名ではない）

6 ISCO-08、厚生労働省編職業分類との比較

（1）ISCO-08 との比較

- ・資料3－2「国際標準職業分類の警察等の事例」参照。

（2）厚生労働省編職業分類との比較

- ・中分類レベルでの対応関係を整理すると次のとおり。

日本標準職業分類	厚生労働省編職業分類
大分類F 保安職業従事者	大分類10 警備・保安の職業
43 自衛官	060 自衛官
44 司法警察職員	061 司法警察職員 059 警備員 062 看守、消防員
45 その他の保安職業従事者	063 その他の保安の職業